

家鴨のすゝめ

生徒指導部だより 第四号

令和2年12月23日



三田祥雲館高校
生徒指導部 発行

大切なこと

生徒指導部では常々、「挨拶・人の話を聴く・ルールを守る」という「あ・ひ・る」の話をしてきました。それは、安心・安全な学校生活を送り、自らの進路を実現するために必要なことだからです。また、新型コロナウイルスが猛威を振るい、人々の社会不安が大きい今だからこそ、大切なことがあると思います。それは思いやりや誠実さです。

アメリカの実業家ウォーレン・バフェットはこう言っています。

「私は人を雇う際、3つの条件で判断する。第一が人間としての誠実さ、第二が知性、そして第三が行動力だ。ただし、第一の条件が欠けると、他の二つはその人を滅ぼす凶器と化す。」

彼は現在90歳、「オマハの賢人」とも呼ばれる大投資家ですが、慈善活動家でもあります。あたりまえのことがあたり前のようにできない辛い状況だからこそ、みなさんの持つ誠実さを大切に、乗り越えていきたいものです。

1月には生徒会や各クラスの生活委員とともに、さわやかな挨拶と周辺地域の美化活動をおこなう「マナーアップ運動」を実施します。今年度2回目となりますが、1・2年次を中心に学校の明るい雰囲気づくりに是非貢献してください！

冬休みの生活について

人間関係での悩みや不信・不満等があれば自分一人で抱え込まず、身近な人に相談してください。また、何気ない、いじり・からかいが悪質ないじめにつながることもあります。相手を思いやる気持ちを忘れずに行動しましょう。以下の内容は今までと同様ですが、年末年始、家族の時間を大切に、清々しい気持ちで新年を迎えられるように過ごしてください。

1. 自覚のある行動

- ・マナーについて…マスクを着用し、咳エチケットを守るなど、感染予防に努めること。
- ・服装について…学校に登校する場合は必ず制服を着用すること。
- ・下校時刻について…部活動では顧問の指示に従い行動し、17:30 完全下校を守ること。
- ・外出について…再び感染の拡大がみられます。不要不急の外出を控え、家庭学習など自分の時間を有効に活用すること。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けること。

- ・携帯電話・スマホの使用…校内での使用は原則禁止。緊急時など教員の許可を得て使用可。節度のある使用を心がけ、SNSによる誹謗・中傷、または画像・動画の拡散等、迷惑行為の禁止。

*被害を受けたときは保護者・学校に相談すること。

ひょうごっ子悩み相談 0120-0-78310 (なやみ言おう)

いのちの電話 0120-783-556 (なやみころ)

2. 自転車のマナー

[守りましょう！自転車安全利用五則] ～兵庫県安全対策委員会パンフレットより～

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る (違反した場合、全てに罰則、罰金が科せられます)。
 - ・傘差し・携帯電話の操作・ヘッドホンの着用・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子ども (13歳未満) はヘルメットを着用



ライト点灯推奨時間は16:00です！

*なお3年次以降の自動車免許取得については以下の申し合わせ事項があります。

令和2年度丹有地区高等学校 生徒指導上の申し合わせ事項について

1 自動車教習所

就職内定者	10月1日以降	入所可	(要: 学校長の許可)
卒業見込み者	2月1日以降	入所可	(要: 学校長の許可)
免許取得	卒業式以降		

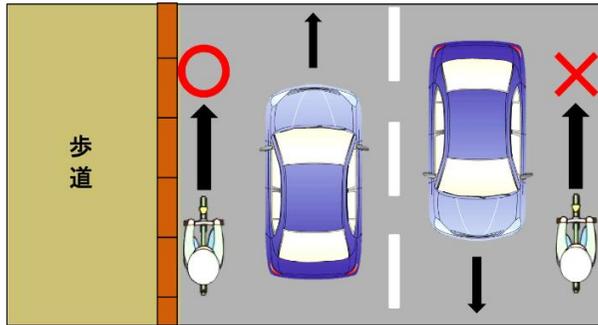
3. 旅行・アルバイト・その他

*年末年始 (12月29日(火)~1月3日(日)) 学校及び事務室はお休みです。

- ①旅行届は担任、学割申請は事務室です。余裕をもって早めに提出する。
 - ②長期にわたり外出をする場合は、担任に連絡先等の届けをする。
 - ③無断アルバイトは禁止です。家計の急変などやむを得ずアルバイトを必要とする場合はあらかじめ保護者・担任と十分に相談する。
 - ④不審者については被害にあいやすい時間・場所は避けること。もし被害に遭遇した、あるいはしそうな場合、その場ですぐに学校または警察に連絡を取ること。警察への連絡後、担任に連絡すること。
- ・休業期間中に、生徒本人あるいは家族に発熱等症状があり受診した場合は、学校 (担任、年次主任) に連絡すること。

緊急連絡先 学校 079-560-6080
平日 8:20~16:50 (土日を除く)

自転車の正しい通行方法について



自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は車の仲間です。
車道の左側を左端に寄って通行しましょう。

【以下の時は、歩道を通行できます】
・工事、幅員が狭い道で交通量が多く、危険である時など、やむを得ない場合
・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者
・「普通自転車の歩道通行可」の標識がある歩道

ただし、歩道通行時のルールを守りましょう！



歩道通行時のルール

- 歩道の真ん中よりも、**車道寄り**を通行しましょう。
 - **いつでも止まれるスピード(=徐行)**でゆっくり通行しましょう。
 - 歩行者が多い時は、**いったん止まって待つ**か、**自転車から降りて押し**しましょう。
- 警告器(ベル)の乱用はルール違反です。



歩道は歩行者優先！

安全ルールを守ろう！

「普通自転車の歩道通行可」標識

二人乗りの禁止 ながら運転の禁止 傘差し運転の禁止 並進の禁止



暗くなる前にライト点灯

期間	点灯推奨時間
4月から9月	午後5時
10月から3月	午後4時

無灯火では前方の安全確認ができません。
車からも見えにくく、事故に遭いやすくなります。

自転車保険に加入していますか？

兵庫県では、平成27年10月から加入義務化！

自転車は子供から高齢者まで幅広く利用されています。
兵庫県でも、小学生の児童が自転車運転中に起こした交通事故で、高額賠償事例が発生しています。
万が一事故を起こした時、被害者の救済・加害者の経済的負担軽減のために自転車保険に加入しましょう。

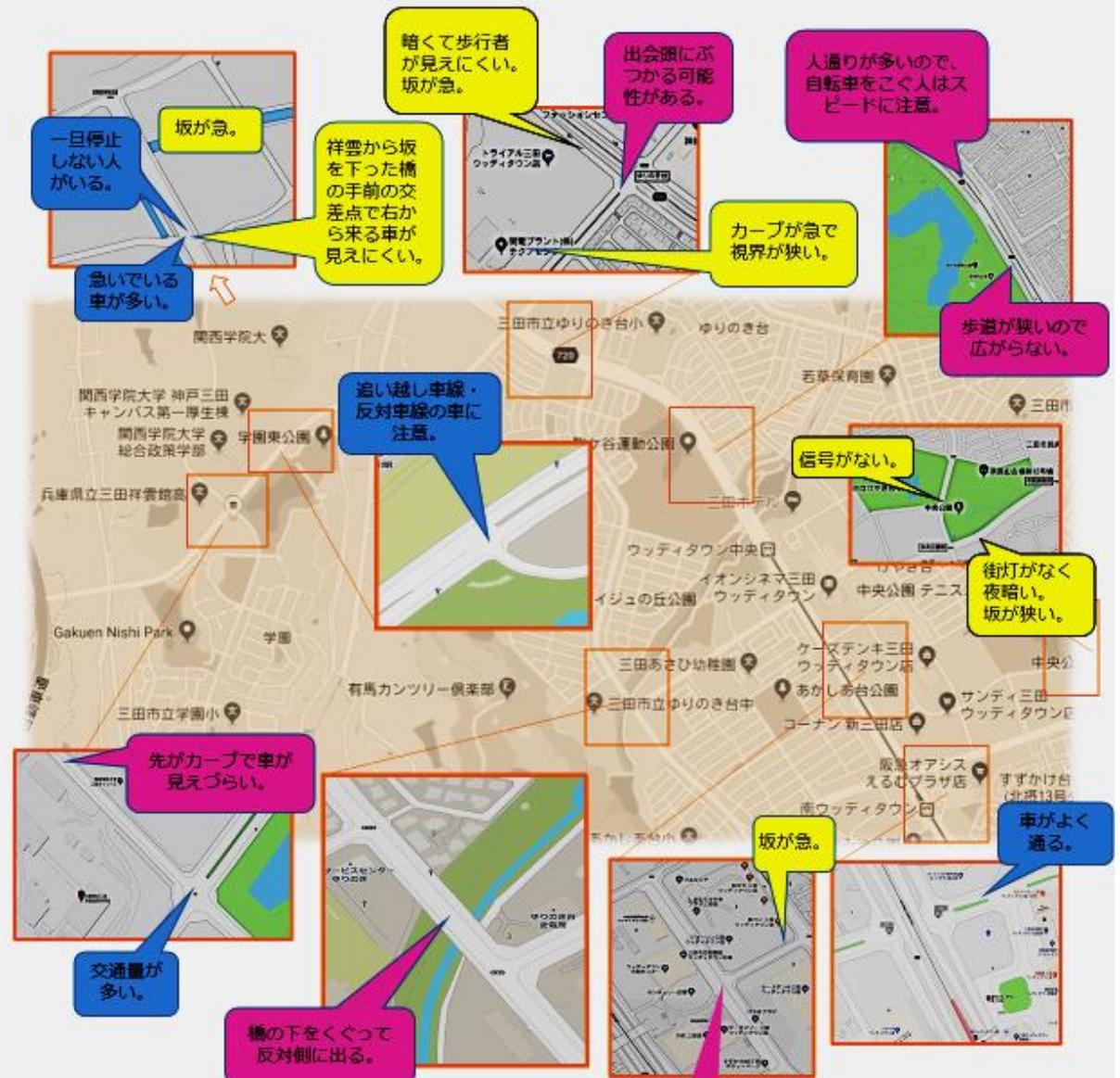


自転車保険に入っているのかな？

自分が自転車保険に加入しているか分からない場合は、保護者の人聞いてみてください！

本校では自転車保険の加入が自転車通学の条件となっています。

通学路交通安全マップ



-自転車運転の注意-

- ・信号がない交差点ではいったん止まる！
- ・曲がり角の飛び出しに注意！
- ・前の人を追い抜かすときはゆっくりと！
- ・ながら運転は絶対しない！

人とぶつかりやすい。

